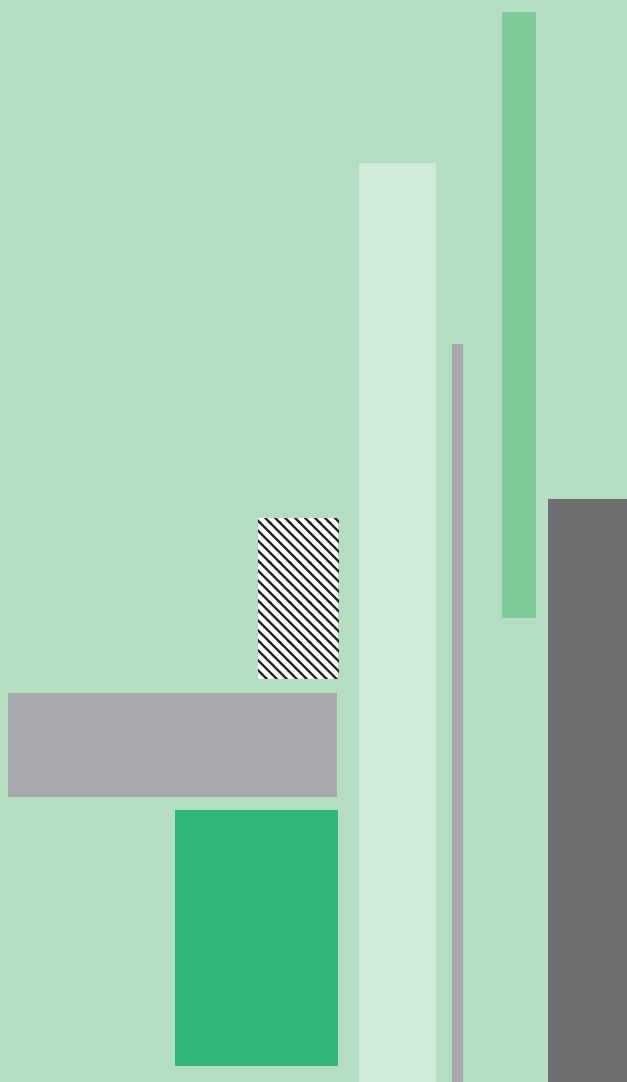


〈県政資料・第 121 号〉

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2014年4月臨時会

■ 声明・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2014年4月臨時県議会（2014年4月16日）

1、4月臨時会、村岡正嗣県議の質疑（2014年4月16日）	2
2、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2014年4月16日）	6
3、総務県民生活委員会における奥田智子県議の質疑（2014年4月16日）	10
4、平成26年度埼玉県病院事業会計補正予算に対する柳下議員の反対討論 （2014年4月16日）	11
5、議案及び請願に対する各会派の態度	12

声明・談話

・県立小児医療センター新病院建設に係る平成26年度病院事業会計補正予算について（記者発表） （2014年4月9日）	13
・県議会4月臨時会で可決された県立小児医療センター建設費の補正予算について（記者発表） （2014年4月16日）	14

2014年 4 月臨時県議会

1 4月臨時会、村岡正嗣県議の質疑

第 86号議案及び第 87号議案に対する質疑

◆45番（村岡正嗣議員） 日本共産党の村岡正嗣です。第 86号議案について、3点、知事にお伺いします。

1つは、12億円の残土処理費用には、ヒ素汚染土が考慮されていない点についてです。

14日の発表では、3月26日にさいたま新都心病院建設地の土壌がヒ素に汚染されていることが判明しました。知事は、そのことに先ほど一言も触れませんでした。汚染の原因や、どのような範囲が汚染されているのかは詳細は不明です。子供の病院の土地にヒ素が残るということは、あってはならないことです。徹底調査と適正な対策が求められますが、提案された補正予算のうち、12億円の残土処理費用は、ヒ素を含む残土処理としての予算ではありません。このままでは、更に補正予算が発生するおそれが出てきます。補正予算については、正確な残土処理金額を計上すべきだと考えます。汚染の事実は3月26日に判明していました。積算が間に合わないなら、本日提出すべきではなかったとも考えます。この点について、知事の答弁を求めます。

2点目は、建設推進と現在地へ残すべき機能の説明は一体に行うべきことについてです。

修正案が可決されたわずか3週間後に、そして今指摘したヒ素汚染の発覚があっても、同じ補正金額を臨時議会を開催してまで提出してきたことは、とにかく建設を推進させようとする知事の意思の表れです。であるならば、患者家族や周辺自治体へ約束した現在地に残すべき機能についても明らかに説明すべきです。知事は、2年前の2月定例会冒頭で検討すると表明しました。あれから2年2か月がたっています。建設については遮二無二急ぐ、しかし患者家族と周辺自治体への約束

2014年 4月16日

は履行しない。これでは、フェアとは言えません。建設を推進するためにこの補正予算が必要と言うなら、残すべき機能の説明も必要ではありませんか。一体のものとするべきです。残す機能の案を直ちに患者と周辺自治体へ示すべき、このことについて知事の答弁を求めます。

3点目は、新都心での計画は見直すべきと考えるからです。

今回の補正予算が可決された場合、県立小児医療センター建設費は、土地取得費、設計、アセスメント、建設費総額で472億円に上ります。632床の隣のさいたま赤十字病院は217億円、637床の緑区のさいたま市立病院は232億円の予算額です。

また、同規模の小児病院建設を調べてみますと、兵庫県の県立こども病院は300床弱と同規模でした。オープンも同時期を目指して移転計画中です。建設費高騰と言うなら条件は同じですが、兵庫のこども病院は総事業費は207億円だそうです。さいたま新都心の半値以下の建設費ということが分かりました。ポートアイランドでの建設なので、液状化対策など地盤改良費12億円も含まれての事業費です。新都心への建設は、知事がトップダウンで決定したものです。新都心という狭い土地に子供の病院を建設すること自体に、そもそも無理があるのです。だから異常なほどに高い建設費となり、今後更に高くなるおそれを含んでいます。まだ、今なら間に合います。県立小児医療センターは現在地に存続し、新都心の計画は赤十字病院中心のものに見直すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

以上です。（拍手起こる）

上田清司知事 村岡正嗣議員の第 86号議案「平

成 26年度埼玉県病院事業会計補正予算（第1号）」の御質問にお答えをいたします。

まず、環境基準を超えるヒ素が検出されましたが、その処理費用は今回の補正額に含まれているのかということだと思います。ヒ素の処理費用は、今回の補正予算には含まれておりません。また、なぜこの数字が出ていないかといいますと、今回の公表された内容は、敷地内 10か所を調べたところ、3か所からヒ素が検出されました。現在、基準値を超えるヒ素が含まれている土地の量がどのくらいあるか、どのような処理方法があるかなどをしっかりと詳細に調査しているところでございます。詳細な調査結果が出るまで、5月中というめどをつけておりますので、その後、予算の対応については御相談をしたい、このように考えております。

次に、新病院の建設を急ぐのであれば、現在地に残す機能についても患者家族、地元に対しても説明をきちっとすべきではないかということだと思います。現在、病院局では、患者家族にとって現在地に何が必要か、専門的な見地から検討しております。新病院のオープンが平成 28年を予定しておりますので、それに間に合うよう、平成 26年の秋までに病院局において基本的な方針を出すことにしていると、かねがね病院事業管理者も答弁しているとおりでございます。おっしゃるとおり、方針を出すに当たっては、患者お一人お一人、また御家族や地元の方々の御意見を伺うとともに、県議会に説明をしながらしっかり進めていきたいと考えております。

次に、小児医療センターは現在地で存続し、さいたま新都心においては、さいたま赤十字病院の機能を強化するような形でやったらいいんじゃないかという御提案、このように受け止めました。総合周産期母子医療センターは、リスクの高い妊産婦や胎児、新生児異常に適切に対応するため、高度な産科医療と新生児医療の機能を有する必要があります。さいたま赤十字病院は 23の診療科を有し、高度な産科医療と救命救急医療など、主に大人に対して総合的な医療を提供する病院で

ございます。さいたま赤十字病院がもし単独で総合周産期母子医療センターを整備するという事になれば、新生児科専門医のほか、小児医療に精通した脳外科、循環器、神経科などの医療スタッフというものを擁しなければならないというふうに思います。現在の県内あるいは全国の医療事情の中で、これだけのスタッフを確保していくというのは極めて困難ではないかというふうに思われます。

そこで、専門的な新生児医療を提供している小児医療センターと連携することで高度な周産期医療の提供が可能になる、このように考え、2病院の連携による医療拠点の整備計画を進めてきたところでございます。県内2か所目となる総合周産期母子医療センターの整備は、2病院が有する医療機能を有効に活用することで速やかに実現することでございますので、是非この点について御理解を賜り、喫緊の課題であります周産期医療の早期充実について、是非御理解を賜りたいと考えております。

◆四十五番（村岡正嗣議員） 2点再質問させていただきます。

ヒ素については、詳細は調査中ということで、5月中ぐらいに、そのとき結果によって対応を図りたいということですが、その結果次第では、ヒ素を含む土壌をですね、今予定をしている、今回補正予算を出されて変更した搬出先をまた変えなくちゃいけない、あるいはその費用も更にかかるということも予想されてくるわけで、その部分が確定しなければ、いわゆる土工事、残土搬出作業が、その部分は少なくともできないということになってくるわけです。これは、そもそもこの工事、事業そのものが本来最初にやるべき基礎調査だとか、そういうことが極めて不十分なままに拙速に進められているということのあかしだと思うんですが、くいを打つにしても基礎工事をやるについても、肝心要の土砂の搬出が、このヒ素を含んだ部分がこれから、十か所のうち三か所ということですが、ほかにも出てきたとすれば、その処理

の対策を決めない限りは先に進めないと考えるのが自然だと思うんですが、そのように解釈してよろしいのか、お答えをいただきたいと思います。

それから2点目は、患者家族への説明については、26年の秋というお話を今知事から答弁がありました。非常に私はもう遅い、本当に患者家族、周辺自治体は、この事業が発表されてからもう既に、関係自治体をはじめ20万筆を超える、現地に残してほしいという意思表示をされているわけで、知事もそれは承知しているから検討を約束したとっておりますので、秋とは言わずですね、中間的に今の段階でこういう機能を残すことになっていますよと、そしてまだ残りの検討中は秋ですよ、こういう二段構えの発表もあり得るんじゃないかと思うんです。そのことが、患者家族と周辺自治体の皆さんの不安を少しでも解消することにもなると思うんですね。それが私は、検討を約束した知事の責任であり誠意だと思うんですが、この点についてもお答えをお願いしたいと思います。

上田清司知事 村岡議員の再質問にお答えします。

ヒ素の案件であります。建設地には、土壤汚染の原因となるような土地利用の履歴がなかったことから、法的には土地汚染に関する調査を行う必要がございませんでした。このたび、建設発生土の処分先立って、土地の受入先に御迷惑をかけることのないように、念のために土壤調査をしたものでございます。

次に、なぜ分からなかったかということについてでございますが、設計時に実施する地質調査では、支持基盤を特定し、くいを打つ深さを決めるために実施するものであり、土の化学的な成分まで分析しておりません。建設発生土の処理に伴って、土地の有効利用を図るために土壤調査を実施したような事態でございますので、御理解を賜りたいと思います。

また、段階的でもきちっと患者の方に、あるいは御家族に説明すべきではないかという御提案でございます。村岡議員のおっしゃることについては、私も個人的によく理解をすることができます。

専門家としての病院事業管理者が、この問題についてどのようにしてきちっと答えるか、また委員会等でも、あるいは個人的にでも、村岡議員からでも是非聞いていただきたいと思います。

少なくとも一人一人の患者に対して丁寧に対応するには、それなりの時間がかかるということを私は病院事業管理者から聞いております。私もスピードが好きなので、どうしてもそんなにかかるんですかということは何ったりもしております。しかし、一人一人の患者についての丁寧な聞き取りなどをしていくには、それ相応に時間がかかるということで、病院事業管理者としては26年の秋までというこれまでの回答をしているわけでございますので、この点についても御理解を賜りたいというふうに思います。

◆45番（村岡正嗣議員） 再々質問ですが、土壤のヒ素の調査をどうしたかということではなくて、既にもう出たということがはっきりしている。それから、これからまだ出るかもしれない。その際は、その土壤を搬出する先も決めなくちゃいけない、変えなくちゃいけないとなったときに補正予算が発生するであろうということについては私に言っているんですね。それが認められなければ、今度は議会にもきちんとして説明して承認をとってやっていくということは冒頭、知事が説明したわけですが、それまでは土工事が着工できないんじゃないですかと、そういう認識でよろしいのかということをお願いいたします。その点が1点です。

それから、私が個人的に管理者に聞くということは、これは筋違いだと思います。これは、議会の中で知事が検討を議会に約束したと同じですから、それで26年の秋までは言っていたということであれば、それはもっと早めなさいということをお願いいたします。知事はできると思うんですね、個人的には同じ思いだということであれば。是非ですね、26年の秋ということに締め切りがあるということをお前提に固執しないで、是非早めるということについて知事の決意はどうか、お答えをいただきたいと思います。

上田清司知事 村岡議員の再々質問にお答えをいたします。

工事そのものに影響がないように、現在調査中でございますので、この点について御理解を賜りたいというふうに思っております。

また、病院事業管理者の考え方について、基本的には私は尊重する立場ではありますが、早くやれということについては理解を十分しております。

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年 4月 16日

◆議案関係（病院局）

Q. 柳下礼子委員

1. 本年2月定例会における補正額の説明に、残土搬出先の変更に伴う増額補正が含まれていたと思うが、今回砒素が検出されたことで、残土の搬出先、搬出量に変更は生じないのか。
2. 砒素を含む土壌は産業廃棄物として処理される。どれぐらいの量が判明するのに1か月程かかるとのことだが、詳細調査でもっと多くの砒素が出てくる可能性もあり、補正額の算出根拠が違ってくるのではないのか。
3. なぜ現在地で病院を建て替えないのか、患者家族からも強い訴えがあった。また、現在地に残す機能について、議会に早めに報告してほしいと要望してきたが、いまだに報告がされていない。知事は専門的に研究していると言っていたが、どういう点を専門的に研究しているのか。
4. 新病院建設地の履歴調査について、本会議で知事は、必要はないと答弁していたが、病院の建設地であり、安心して病院をつくれるよう早急に調査すべきものと考えerがどうか。
5. 新病院建設にかかる総額は、土地と建物で約472億円である。同規模の病院建設と比較して非常に高額である。兵庫こども病院は300床で、液状化対策なども必要だが約207億円である。地下駐車場やプールをつくるなどの理由があるが、これは新都心につくるからであり現在地で建て替えれば半分程度で済むはずである。
6. 土地譲渡契約において、汚染土壌の処理費用はURが負担する契約とのことだが、運搬費用なども含めて全てURが負担するのか。

A. 小児医療センター建設課長

1. 今回の補正予算では、搬出先は変えていない。
2. 砒素を含む土壌がどれぐらいの量があるのか、これからの詳細な調査で判明する。特別な処理が必要な量が判明した段階で、正確な金額を算

出し、予算の対応も検討していく予定である。

3. 本年2月定例会の予算特別委員会で沢田委員からの質問に対して病院事業管理者が答弁したとおり、現在地に残す機能は、できるだけ平成28年の新病院オープンと同時期に開始したい。そのためには、平成27年度に医療スタッフの確保を始める必要があり、平成26年の秋には基本的な方向性を示したいと考えている。それに先立ち、関係部局との調整、患者家族への説明、議会への相談などを進めていきたい。
4. 三菱地所グループの開発の話があった際、履歴を調査した。土壌汚染につながる履歴がなかったため、法的な調査は必要がなかったものである。このたび、残土の受入れ先に迷惑をかけないようにとの観点で施工業者が調査して砒素が検出されたものである。専門家の意見によれば、地表ではなく、5～6mの地下から出ていることや、土壌そのものではなく溶出量調査で基準を上回ったものでありその環境基準では、10倍以内であれば自然由来と考えられる、とのことである。
5. 小児医療センター新病院の敷地が面積的に狭いという部分で費用的にプラスになるところはあるが、新病院は小児救急、周産期医療など特別な病床の割合が多い。また、敷地を有効活用するため、地下駐車場や付加機能といった特殊な構造もあるなど、様々な要因が重なって建設費が高くなっていると考えている。
6. 処理費用の負担については、URにも全国的に事例があり、そのような事例も踏まえての協議となる。運搬費用も含めて負担されるかどうかはその協議の状況によるので、御理解いただきたい。

Q. 柳下委員

予算案は、幸手に8万1千㎡、三郷に4万㎡等、残土を運搬するというので積算されている。砒

素が検出された土壌の量がどのくらいによって金額や量にも変更が生じる。砒素が検出された段階で「もう病院はできないのではないか」との問い合わせもある。知事が提案説明で触れなかったかどうかというような問題ではない。詳細な調査をしなければどこにどのくらいの量があるか判明しないとのことであり、それまでは当然残土は運べず、工事はストップするはずだがどうか。

A. 小児医療センター建設課長

砒素の検出によって搬出先や量は変わるが、確固たる根拠がないと予算積算はできない。調査結果が5月半ばぐらいには分かるので、今回の補正予算を認めてもらえれば、土留工事や5mより浅い地点まで掘るなど、現在できる工事を行って全体の工程に影響のないようにしたい。

Q. 柳下委員

どのくらいの量があるのか分からず予算の積算ができないというのに、以前と同じ積算根拠で今回予算計上しているのはおかしいのではないか。その状態で工事が始められるのか。

Q. 小児医療センター建設課長

現在判明している事実に基づき予算は積算している。砒素を含んだ土の量がまだ分からないため、今回残土処理関係でお願いしている約12億円を増額の中で収まるかどうかは分からない。

ただし、例えば、遠隔地にある搬出予定先を変えるなど、できるだけ予算への影響を少なくすることは可能だと考えている。

Q. 柳下委員

どこにどのくらい搬出するか分からないというのは、予算の算出根拠がいい加減ということなのか。

A. 小児医療センター建設課長

真面目に積算したものである。予算の議決は支出の上限をコントロールするものであり、執行の

段階で節減の努力をし、予算の範囲内でできるだけ吸収できるように努めるのが執行部の役割であると考えている。

Q. 柳下委員

調査実施後に予算を提出してもよいのではないか。調査結果が出る前に、砒素が含まれていない浅い部分の土壌だけを運び出して工事を進めるのか。

A. 小児医療センター建設課長

できるだけ影響のない部分から工事に着手したい。

委員長

砒素検出に関する報道発表資料について執行部に資料要求したい。

暫時休憩する。

(休憩)

<資料配布>

委員長

ただ今から委員会を再開する。

Q. 柳下委員

報道発表資料には、「今後の対応」の中で汚染土壌については調査結果を踏まえ適正な処理方法を検討するとある。事前に執行部から聞いたところでは、汚染土壌の除去に当たっては、普通の土壌と同じ扱いはできないとのことであった。汚染土の搬出先が予定されている5か所以外の場所になる可能性があることや、算出根拠である量や金額に変更が生じるので、前提条件が変更になるのではないか。

A. 小児医療センター建設課長

予算の前提条件は変わってくる。議決された予算は、積算どおりに執行しなければならないと認識している。汚染土壌への対応は、執行段階で、まず予算の上限の範囲内で考えた上で、必要に応じて補正予算をお願いしたいと考えている。

A. 病院局長

今回の補正予算は、現在分かる範囲で提出したものである。新たに発生した砒素については、詳細な調査結果が出た段階で議会にも相談して対応していきたい。

Q. 柳下委員

前提条件に砒素の問題が入っていないのであれば、今回補正予算案を出さなくてよいのではないか。

A. 小児医療センター建設課長

現在、杭工事の予算が議決されていない状況である。平成28年中のオープンに向けて、早期に着手しスケジュールに遅れが出ないようにしたいと思い提案した。

Q. 柳下委員

今回補正予算が可決された場合、砒素についての詳細な調査を行いつつ、工事を開始し予算の範囲内で汚染土を運び始めるのか。

A. 小児医療センター建設課長

より近い新たな場所が出てこない限り、基本的には現時点で調整が完了している5か所に運搬する。

Q. 柳下委員

建設地の土は、砂が混ざっている。砂と土を分離して土だけ秋ヶ瀬ヤードに運ぶなど検討したのか。

A. 小児医療センター建設課長

全体的な土質であり、技術的にも難しいため検討していない。

Q. 柳下委員

専門家から砂と土を分離する方法があると聞いている。

A. 小児医療センター建設課長

残土処理の業者にボーリングデータを見てもらった上で、難しいという判断になった。

Q. 柳下委員

知事は現在地に残す機能について、専門家である病院事業管理者に聞いてほしい旨の発言をしていたが、現在、どのような検討を行っているのか。

A. 病院事業管理者

アンケート調査を実施し、新病院に通えない患者を抽出して人数を把握している。近隣の病院に紹介できる可能性のある患者などもおり個々に対応を検討している。

Q. 柳下委員

蓮田市長からは、地元として現小児医療センター建設に市の職員は協力をしてきたが、今回、現在地に残す機能について説明がなく非常に不安であると言われている。先の2月定例会で地元への説明、患者家族への説明を検討するとのことだったが、いつ開催するのか。

委員長

質問は簡潔かつまとめてお願いしたい。

A. 小児医療センター建設課長

平成26年秋を期限としている。患者家族や地元の意見を聴く機会を設けるとともに、議会に相談しながら基本的な方向性を出していきたい。具体的な日付は決まっていないが、秋に方向性を出すことに先立って説明するという事で理解いただきたい。

柳下委員（討論）

第86号議案に対する反対討論を行う。

この議案は、県立小児医療センターの建設費について、継続費と年割額を変更するための補正予算である。この内容は、先の2月定例会に提出された補正予算案と全く同じであり、建設費につい

て約 55億円を増額するものである。

2月定例会からわずかしかったっておらず、また、疑義があるとして修正案が出されたにもかかわらず、全く同じ内容の補正予算が提出されたことは、県民にとっても理解しがたいものである。

その上、新たにボーリングしたところ基準値の2.3倍になる砒素が検出されたとの報告もあったが、審議の中でも明らかになったように、汚染の原因など詳細な調査結果を踏まえなければ対策をとれないとのことである。こうした状況であり、予算の算出根拠となる前提が崩れているにもかかわらず、同じ補正予算を計上していることに納得できない。

さいたま新都心への新病院の移転建設はすべきではない。今回の55億円の補正予算を加えると、建設費総額は472億円に上る。一方、患者家族への現在地に残す機能の詳細な説明もされていない。なぜ新都心への移転なのか、がんセンターのように現在地への建替はできないのか、こうした患者家族の声に応じて、さいたま新都心への移転計画は撤回し、現在地での建替をすべきである。

よって、補正予算については反対である。

柳下委員

(第86号議案の附帯決議に係る質疑)

附帯決議の中で、予算執行等に不誠実な状況が見られたとあるが、具体的にどのようなことを指すのか。

白土委員

知事の提案説明要旨にもあったとおり、予算が不足すれば増額補正してから発注するのが本来の姿であり、その点が不誠実ということである。

3 総務県民生活委員会における奥田智子県議の質疑

2014年 4月 16日

◆議案関係(総務部)

Q. 奥田智子委員

1. 自動車税の重課割合を10%から15%に更に重くする目的は何か。
2. 自動車税の重課は買換え促進が目的と思うが、これまでの10%重課の効果はどうだったのか。
3. 重課についてどのくらいの台数が対象で、買換えがどの程度進むと考えているのか。
4. 買換え促進が目的なら買換えを支援するべきと考えるがどのように考えるか。30万台が重課対象ということは、買換えが進まずに残っているとと思うがどのように考えるか。

A. 税務課長

1. 自動車税は自動車を保有していることに課税するものであり、重課・軽課については、自動車の環境性能に応じた課税が目的である。
2. 自動車税の重課・軽課は買換え促進ということではなく、あくまで環境性能に応じたものである。
3. 平成24年度の実績では、約30万台が自動車税の重課対象であった。来年度以降15%重課対象となる乗用車等は、その30万台のうち約86%である。
4. あくまで自動車税は自動車を保有していることに課税し、環境性能に応じて重課・軽課をお願いするものである。

Q. 奥田委員

重課対象の30万台のうち、86%が来年度以降15%重課の対象となるとのことだが、その86%という数字の根拠・中身について教えてほしい。

A. 税務課長

自動車税の重課について、バス・トラックについては、現行の重課割合のまま据置きである。平成24年度の重課対象車の実績では、バス・トラッ

クの割合が14%であったので、それらを除いた割合として86%が算出される。

Q. 奥田委員

重課の対象は30万台ということだが、重課対象でない車も含め、課税対象となる車の台数は全部で何台か。

A. 税務課長

平成24年度の実績では、241万9,000台が自動車税の課税対象となった。

Q. 奥田委員

ということは、241万9,000台のうち30万台は環境に良くない車が残っているという認識でよいか。また、30万台の車が残っている背景として、買替えができない人達もたくさんいると思うが、その点についてどのような認識か。

A. 税務課長

自動車税の重課・軽課については、あくまで環境性能に応じて、自動車を保有していることに對する税である。自動車の買替え促進という目的とは異なるということで理解していただきたい。

4 平成26年度埼玉県病院事業会計補正予算に対する柳下議員の反対討論

2014年4月16日

日本共産党埼玉県議団を代表して第86号議案平成26年度埼玉県病院事業会計補正予算に対する反対討論を行います。本補正予算は、建設資材、労務費の高騰により、杭工事や地下駐車場などを別途発注とした部分42億円と、市内の建設残土搬出地では土質が適合しないことが判明したことによる搬出地の変更による約12億円を病院建設費に上乗せするものです。

同議案に反対する理由は以下の点です。

まず、補正予算が審議されている途中であるのに、すでにその変更が予定されていることです。別途発注工事42億円について、知事により地下構造の変更が行われる見通しであると説明されています。減額の可能性がはっきりしているのに、それが補正予算として積算されないのは、納得できません。

また、議案では市内の建設残土搬出地を、幸手市、栃木県など5カ所の搬出先に変更するための12億円が上乗せされています。ところが、ヒ素がこの土壌から検出され、汚染の原因もその規模も明らかになっておりません。この5カ所が残土を受け入れるかどうか、全く不明であり、搬出先変更の議案を提出した段階で、さらに変更が予想されております。

このように積算根拠が崩れている補正予算は認められません。

第2に、建設を急ぐ一方で、患者家族や周辺住民との約束は守らず、2年と2カ月にわたって放置してきたことです。増額補正予算案が否決されて、わずか3週間で全く同じ増額予算を、設計の変更も土壌汚染対策も積算をしないで、拙速に提出する一方で、患者家族や周辺自治体住民と約束した「現在地に残す機能」については、今年秋に発表するというのに、未だに説明会も開かれていません。このようなやり方は認められません。

第3に、新病院建設には無駄に建設費がかかり、計画は見直すべきと考えるからです。本補正によっ

て、新病院の建設費は472億円にもふくれあがります。同時期に同規模の子ども病院の移転建設を計画している兵庫県の病院建設費は207億円で、新都心の病院の43%にしかありません。建設費が高いのは新都心という狭い土地に高層建築で小児病院を建設するからです。現在地なら、472億円もかけずとも、どれほどすばらしい総合周産期医療機関が建設できるでしょうか。改めて、患者家族や周辺住民の声に応え、県立小児医療センターは現在地に存続し、新都心の病院計画は赤十字病院を中心としたものに全面見直しを行うことを主張して、反対いたします。

また、委員長報告にありました付帯決議についてですが、付帯決議の言う「移転に伴うさいたま市岩槻区の現病院の機能保持のあり方について、早急に方向性を示すことをもとめる」という部分には賛成ですが、「予算執行に不誠実な状況が見られた」というなら、全く同じ内容の補正予算に賛成はできないと考え、本議案とともに反対いたします。

5 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○：賛成 ×：反対 欠：欠席

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	さいたま吉翔会	無所属						
									佐久間	中村	醍醐	岡下		日下部	中原
第86号	平成26年度埼玉県病院事業会計補正予算（第1号）	×	○	○	○	○	×	○	○	欠	○	○	×	○	原案可決
第87号	専決処分の承認を求めることについて （埼玉県税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	原案可決

声明・談話

記者発表資料

2014年4月9日
日本共産党埼玉県議会議員団
団長 柳下礼子

県立小児医療センター新病院建設に係る平成26年度病院事業会計補正予算について

本日、上田清司知事は、県立小児医療センターの建設費について継続費と年割額を変更するための補正予算の提出を議会運営委員会に説明した。この内容は、3月に閉会した2月定例会に提出された補正予算案と全く同じ、建設費について約55億円を増額するというものである。

議会運営委員会の場合では、議案に対して質問したのは共産党の村岡県議だけで、この55億円を認めないとする修正案を提出した自民党は一言も発言しなかった。この修正案が、わずか12日前に可決されたにもかかわらず、全く同じ内容の補正予算案が提出されたことに対して、自民党が問題提起をしなかったことは、県民にとっては理解しがたいものである。議長あっせんがあったとのことだが、2月定例会で、2日間に渡り病院局予算に対する集中審議が行われたにもかかわらず晴れなかった疑義が、この2週間弱でどうして納得されたのか、県側も自民党も、県民に対して明確な説明をすべきである。このような県民不在のやり方では県民の納得も信頼も得られない。

党県議団は、もともと、県立小児医療センター周辺の小児・周産期医療体制の脆弱性や、20万筆近い署名に見られる「県立小児医療センターを現在地に存続してほしい」という声に、2年間にわたり県が答えようとしない姿勢から、同センターは現在地に存続し、さいたま新都心の病院建設は見直すべきだと主張してきた。

16日に開かれる臨時議会では、この立場を貫き、病院建設費が土地取得費等を含めて476億円という近隣の病院建設予算の2倍にふくれあがること、清水建設との契約が物価スライドに応じて増額されるものになっており、今後も果てしない増額が見込まれること、現在地に残される機能についてなど、重大問題について積極的に審議を行う決意である。

以上

記者発表

2014年4月16日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳 下 礼 子

県議会 4 月臨時会で可決された県立小児医療センター建設費の補正予算について

一、埼玉県と自民党は県民に説明すべき

今臨時会には、3週間前に議会によって否決された県立小児医療センター建設費の増額予算が、ほとんど金額の変更もなく、もう一度提出された。これに対して定例会で増額否決の修正案を提出した当の自民党が、本会議質疑もなく賛成した。2月定例会で2日にわたって集中審議されても納得できなかった増額をなぜ認めるのか。修正案を提出、可決し、臨時会まで開会したにもかかわらず、今回の自民党の対応は県民には理解しがたい。知事の提案説明では、県内業者の受注機会の確保について述べていたが、このことは福祉保健医療委員会・予算特別委員会質疑、修正案の提案理由等では、まったく触れられていなかった問題である。議長あっせんについて知事の言及があったが、あっせんの詳細含め、自民党と知事は今回の経緯について、明確に説明すべきである。

一、提出の段階で変更が予定されている補正予算は認められない。

本補正予算は、建設資材、労務費の高騰により、杭工事や地下駐車場などを別途発注とした部分 42億円と、市内の建設残土搬出地では土質が適合しないことが判明したことによる搬出地の変更による約 12億円を病院建設費に上乗せするものである。

しかし知事の提案説明では、別途発注工事 42億円について、地下構造の設計変更が行われる見通しである。減額の可能性がはっきりしているのに、補正予算として積算されないのは、許されない。

また、議案では市内の建設残土搬出地を、幸手市、栃木県など5カ所の搬出先に変更している。ところが、提案説明で知事は全く言及しなかったが、基準の2.3倍のヒ素がこの土壌から検出され、汚染の原因もその規模も詳細不明である。この5カ所の搬出先が受け入れるかどうか予断を許さず、搬出先変更の議案を審議している中で、さらに変更が必至となっている。このように積算根拠が崩れている補正予算は認められない。

一、患者家族や周辺住民との約束は守らず、2年と2カ月にわたって放置してきた。

増額補正予算案が否決されてわずか3週間で、全く同じ増額予算を、拙速に提出する一方で、患者家族や周辺自治体住民が望んでいる現在地に残す機能についての検討が、2年2カ月にわたり進んでいない。本会議質疑で、知事は最後まで、専門家任せを貫き、すぐに対応するという決意を表明しなかった。このような不誠実なやり方は認められない。

福祉保健医療常任委員会には付帯決議が可決された。付帯決議の言う「移転に伴うさいたま市岩槻区の現病院の機能保持のあり方について、早急に方向性を示すことをもとめる」という部分には賛成だが、「予算執行に不誠実な状況が見られた」のであり、全く同じ内容の補正予算に賛成はできないと考え反対した。

一、センターは現在地に存続し、新病院建設計画は見直すべき

本補正によって、新病院の建設費は472億円にもふくれあがる。同時期に同規模の子ども病院の移転建設を計画している兵庫県の病院建設費は207億円で、新都心の病院の43%にしかならない。建設費が

高いのは新都心という狭い土地に、むりやり高層建築で小児病院を建設するからである。現在地に総合周産期医療機関を建設するなら、472億円もかけずともすばらしい病院が建設できる。県立小児医療センターは現在地に存続し、新都心の病院計画はさいたま赤十字病院を中心のものに全面見直しを行うべきと考える。

建設費増額は可決されたが、党県議団は、今後も、計画見直しの立場で全力を尽くす決意である。

県政資料・第121号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2014年4月臨時県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp